

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴をもっている。

今年4月、厚生労働省より、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するための事務連絡が出されたが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

よって本市議会は国に対し、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するため、下記の推進を強く求める。

記

1. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業において、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること
1. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業において、来年度に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針を策定し、ブラッドパッチ療法を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること
1. 脳脊髄液減少症の治療を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、すみやかに加えること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月17日

貝塚市議会